

第37回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2009年10月6日(火) 10:30～11:25

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、伊藤委員

外務省

不拡散・科学原子力課 小泉課長

国際原子力協力室 新井室長

内閣府

淵上企画官、牧参事官補佐

4. 議 題

(1) 国際原子力機関 (I A E A) 第53回総会の結果概要について (外務省・内閣府)

(2) 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合における安保理決議1887号の採択について (外務省)

(3) その他

5. 配付資料

(1-1) 第53回国際原子力機関 (I A E A) 総会の結果について

(1-2) 国際原子力機関 (I A E A) 第53回総会の結果概要

(2) 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合における安保理決議1887号の採択 (概要)

(3) 第34回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、第37回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つ目が、国際原子力機関 (I A E A) 第53回総会の結果概要について。

2つ目が、核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合における安保理決議1887号の採択について。3つ目が、その他となっています。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初の議題から。

- (1) 国際原子力機関（IAEA）第53回総会の結果概要について（外務省・内閣府）
- (2) 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合における安保理決議1887号の採択について（外務省）

(渚上企画官) それでは、1つ目の議題、国際原子力機関第53回総会の結果概要についてでございますけれども、まず、政府代表演説について、内閣府原子力委員会事務局の牧参事官補佐から、総会の概要につきまして、外務省の小泉不拡散・科学原子力課長、新井国際原子力協力室長からご説明をいただきます。それから、その後には2番目の議題の安保理決議1887号の採択についても、あわせてご説明をいただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(牧参事官補佐) 資料1-1号でございます。第53回国際原子力機関（IAEA）総会の結果についてということでございますが、政府代表演説のところにつきまして、私からご説明を差し上げたいと思います。

IAEAの総会、今回が53回目の年次総会でございますけれども、9月14日から18日にかけてウィーンにて開催されました。

我が国からは、当時の野田内閣府特命担当大臣が政府代表といたしまして出席をいたしましたところでございます。

初日の14日の午前中に、我が国から出ました天野之弥大使が次期IAEA事務局長に任命ということで承認を受けまして、天野大使の受諾演説が行われました。その後、各国の政府代表演説が行われましたが、日本から野田大臣がその代表演説の1番目ということで演説を行いました。

1ページ目の1.のところにIAEAの概要を書いてございます。加盟国としては150カ国加盟しているところでございます。今回の議題といたしましては、事務局長の演説、天野大使の任命の承認、各国の政府代表演説、予算の承認、その他諸々に関する各種の決議案が審議され採択されたというところでございます。

2ページから政府代表演説の概要がございまして、この後ろ、4ページ以降に別添で英文

のもの、それから10ページ以降にそれを翻訳したものでございます。実際の政府代表演説は英語で演説が行われたところでございます。

2ページ目に戻っていただきまして、2番目の○のところでございます。演説におきましては、まず、我が国が原子力平和利用のモデル国としてIAEAに積極的に貢献してきたことを述べた上で、エルバラダイ事務局長の功績を称えつつ、天野大使が次の事務局長に任命され承認されたことについて、各国の支持に感謝を述べたところでございます。

それから、すべての加盟国に対して天野事務局長の下で一致団結して困難な諸課題に立ち向かっていくことを呼びかけたところでございます。

次のパラグラフですが、原子力の平和利用に関しましては、国際社会において原子力の平和利用の気運が高まっているという点を指摘いたしまして、これらにつきましては3つのS、セーフガード、セーフティ、セキュリティ、これに十分配慮して推進することが求められるということを述べているところでございます。

それから、今年の洞爺湖サミットで立ち上げられました3Sイニシアティブ等々の取組について述べるとともに、原子力発電をクリーン開発メカニズム(CDM)の対象として検討すべきといった点にも言及したところでございます。

次のパラグラフは技術協力という点でございます。我が国が技術協力活動を重視し、もろもろの分野における技術的・人的貢献について、さまざまな枠組みを通じて貢献していくということを述べたところでございます。

次の○でございますが、核不拡散体制の強化ということでございます。我が国は唯一の被ばく国ということで、昨今の高まる核軍縮の気運を歓迎するとともに、引き続き世界に核廃絶を訴えていくという決意を表明しました。それから、2010年のNPT運用会議の成功に貢献すべくもろもろの取組を実施していくという点、日豪イニシアティブによる核不拡散・核軍縮に関する国際委員会への期待といった点について述べたところでございます。

それから、2ページ目の一番下の○でございますが、保障措置の強化というところでございますが、国レベル、ナショナルレベルの統合保障措置への取組ですとか、アジア不拡散協議、IAEAセミナー等の取組等について述べたところでございます。

それから、北朝鮮とイランに関しましては、最近の動きを踏まえまして、我が国の基本的な考えを表明したところでございます。

3ページ目、原子力安全及び核セキュリティについてでございます。安全確保を大前提とすることを述べつつ、耐震安全性に関する知見を国際的に共有すること、安全な輸送を実施

しつつ、沿岸国との対話も積極的に継続すること、セキュリティに関しましては、アジアの核セキュリティの向上ですとか、IAEAの核セキュリティに関するガイドラインの策定作業に積極的に参加することを述べたところでございます。

まとめといたしまして、エネルギーの安全保障等もろもろの世界的な共通課題、グローバル・アジェンダの解決にIAEAが貢献することが重要であり、IAEA加盟国が一致団結して加盟国間の協力風土を醸成することが不可欠といった点を述べまして、こうした協力精神の再生、これを「新たなウィーン精神」、New Vienna Spiritという言い方をしまして、これを共有していくために我が国が先頭に立っていく、IAEAに貢献していくという決意を述べた上で、演説を締めくくりました。

政府代表演説に関しての説明は以上でございます。

その他、IAEAの関係につきましては外務省からご担当者にお越しいただいておりますので、外務省から説明をいただきたいと思っております。では、お願いします。

(小泉課長) 外務省の不拡散・科学原子力課長の小泉でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

資料1-2号に沿ってご説明をさせていただきます。表裏の1枚紙でございます。

1. の概要、それから2. の(1)については、内閣府からご説明いただきましたところと重複いたしますので割愛させていただきますが、2. の(1)の中で、天野大使の指名受諾演説でございますが、これも大変包括的な演説をされましたけれども、一言で申し上げますと、いわゆる核の番人だけではないのだということで、グローバル・アジェンダという言葉が使われて、幅広いところにIAEAは今後取り組んでいく必要があるんだということを述べられたところでございます。

以下、総会におきましては各国の代表演説と並行しましていろいろな決議その他の交渉が行われて、最終日18日と、その前、17日の2日にわたってさまざまな決議が、最終日は日付が変わりまして19日の未明までもつれ込んだところがございますが、順次採択をされたところでございます。

以下、順に主な決議につきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、2. の(2)北朝鮮に関する決議でございます。「IAEAと北朝鮮との間のNPT保障措置協定の実施」というタイトルの決議でございますが、例年、日本を含む幾つかの主要国が中心となって策定をしてきているものでございまして、今年もほぼ同様の決議がコンセンサスで採択をされたところでございます。

ポイントといたしまして、イからへまで6つ挙げてございます。まず、今年の5月に北朝鮮が再度実施いたしました核実験につきまして、これを非難をするということが盛り込まれました。この非難につきましては、水面下で紆余曲折がありまして、もう少し弱い表現にという意見もあったところでございますが、最終的に非難という言葉で落ち着いたところでございます。

それを受けまして、さらなる核実験をもうこれ以上実施しないということを北朝鮮に要請をするということ。それから、北朝鮮に関係します2つの安保理決議1718と1874に基づく義務を加盟国が完全に実施することが重要であるということを確認いたしました。

さらに、NPTの完全な履行、それから包括的保障措置の完全、効果的な実施に向けたIAEAとの協力を北朝鮮に要請をし、あとの2つは六者会合の関係でございますが、すべての核兵器、既存の核計画の放棄を含めまして、六者会合の共同声明その他の約束の完全実施の重要性を強調し、北朝鮮に対して六者会合に即時無条件に復帰するということを要請すると、こういった内容の決議になってございます。

続きまして、(3)と(4)の2つが中東関係の決議でございます。まず(3)でございますが、中東におけるIAEA保障措置の適用ということで、すべての域内国に対しまして、NPTへの加入を求めるということを盛り込んだ上で、IAEA保障措置に関連する国際的な義務の遵守を求めると、こういう内容の決議でございます。これは投票に付されました結果、賛成多数をもって採択をされました。賛成の数が103、反対はございませんで、棄権が4票でございました。

続きまして、イスラエルの核能力についての決議でございますが、これはイスラエルを名指した上で、これに対してNPTに加入を求めるということ。それから、すべての核施設をIAEAの保障措置の下に置くということ呼びかける内容の決議でございます。こちらと同じように投票に付されました結果、こちらは各国いろいろな思惑があった結果、僅差でございますが、やはり賛成多数をもって採択されたところでございます。票数を申し上げますと、賛成が49、反対が45、4票差でございます、棄権が16票でございました。

資料は裏にまいりまして、保障措置の強化という関係の決議がございました。これは包括的な保障措置協定、それから追加議定書を締結していない国に対しまして、速やかに署名・締結を行うよう求めるということが主眼の決議でございます。これは投票の結果、同じように賛成多数をもって採択をされたところでございます、賛成が80票、やはり反対はゼロでございましたが、棄権が18票ございました。80対0でもって採択ということになった

ところでございます。

続きまして、(6)でございますが、原子力施設に対する武力攻撃等の禁止ということで、これは1990年にIAEAでもってほぼ同じような内容の議論がなされて、当時は決議の形で投票の結果採択をされたということがございましたのとほぼ同じ主題でございますが、今回はイランがやはり似たような内容の決議案を出そうという動きを見せました。ところが、NAM諸国、いわゆる非同盟諸国の中での調整が最後までうまくつかなかったようでございまして、最終的には決議案ということではなくて、議長声明ということで落ち着いたところでございます。

中身はここに書いてございますように、平和的目的に利用される原子力施設に対するいかなる武力攻撃も国際法違反であるということを言った上で、稼働中ないし建設中の核施設に対する軍事攻撃ないしはその軍事攻撃の威嚇というものを禁止するということについての総会議長声明が出されたということになった次第でございます。

(7)以降は同僚の新井室長に説明を譲りたいと思います。

(新井室長) 国際原子力協力室長の新井でございます。よろしくお願いいたします。

原子力平和利用関係の決議でございますが、4本ございまして(7)から(10)まで、本年はいずれもコンセンサス、すなわち投票に付されることなく採択されました。

まず、原子力技術及び応用と題する決議につきましては、A部として非発電分野、そしてB部として原子力発電分野の両方の決議文から構成されております。

前者の非発電分野、すなわち原子力発電以外の分野につきましては、医療用アイソトープ不足への懸念の表明、それからがん治療、ツェツェ蠅の撲滅、水資源管理へのアイソトープ利用、そして飲料水の経済的生産の分野における中小型炉の利用のための支援強化などについて言及されております。

それから、原子力発電分野につきましては、原子力発電を初めて導入するに際しての核不拡散、すなわちセーフガードですね、それから原子力安全、核セキュリティの確保の重要性を指摘しつつ、中小型炉の開発及び革新的な原子力技術開発の促進におけるIAEAの活動の重要性などについて言及しております。

次に、核セキュリティに関する決議でございますが、これは昨年の総会においては若干対立がありまして投票に付された経緯がありますが、本年は、コンセンサスで採択されております。

核セキュリティ決議につきましては、核物質の物理的防護や不法移転等に対する措置の重

要性、それから核物質防護条約の普遍化に向けた取組への要請、それから改正された核物質防護条約及び核テロ防止条約への署名・批准促進等に言及しております。

次に、（９）の原子力安全に関する決議につきましては、決議の構成といたしましては、昨年までは輸送の部分とそれ以外の２部構成でございましたけれども、本年は全体を１つにまとめたものになっております。内容として目新しい点としましては、ＩＡＥＡの国際耐震安全センターが設置されたという、それに言及した点がございます。

最後に、技術協力に関する決議につきましては、ＩＡＥＡの技術協力活動を強化する必要性を強調し、すべての加盟国に対して技術協力基金、ファンドですね、これに完全かつ遅滞なく拠出するよう求めるという内容になっております。目新しい点といたしましては、後発開発途上国、ＬＤＣに対する協力の重要性が入った点でございます。そうした決議がコンセンサスで採択されております。

なお、カンボジア及びルワンダの新規加盟が承認されております。

（近藤委員長）ありがとうございました。

続いて安保理の方を説明いただきますけれども、その前に、今までの説明で意味が分らないというご質問とがあれば伺いますが、よろしいですか。

では、私から。（６）の武力攻撃等の禁止のところ、稼働中及び建設中の核施設、この前に「平和利用」という言葉は付いているんですか、付いてないんですか。趣旨からすれば、平和目的に利用される施設ということになるんでしょうけれどもね。

（小泉課長）イランがイニシアティブをとろうとしたときから最終成果物として今回議長声明が出るまでの間に色々と、恐らく私どもも十分には承知をしていない事情があったと思われまます。

経緯的な話を申しますと、イランが最初出してきたものには部分的に平和目的というものがついてる部分があるのですが、ただ同じ内容、同じ文書の別のところではついていない箇所がありというようなことがございました。つまり、一言で申しますと、あまりできの良くないものだったということでございます。

NAM諸国の中でどういう議論がなされたかまでは必ずしも全部は承知しておりませんが、最終成果物として出されました議長声明を見ますと、まず、タイトルにつきましてはついておりません。単にagainst nuclear installations during operation or under constructionとなっております。

ただし、その中身を読んでまいりますと、これは議題自体をそのまま書いたのだとも思わ

れるのですが、先ほど少し昔の決議があったと申し上げましたが、そこに言及しているくだりがありまして、そこにはdevoted to peaceful purposesというのがついております。そういう形で引用されておりますので、委員長がおっしゃいますように、本来の趣旨はいわゆる軍事の施設ということではなくて、この議論の対象としているものはあくまでも平和的な目的というのが主眼にはあるということとは言えようかと思えます。

しかし、先ほど申し上げましたように、もともとあまり統一性のないものでしたが、紙として出ようとしていた経緯もありますので、来年以降引き続き議論が行われるときにはその辺も含めて要注意かなと思っている次第でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。他に。

では、よろしければ、次に、安保理決議についてお願いいたします。

(小泉課長) それでは、続きまして安保理決議につきまして簡単にご説明させていただきます。資料は第2号ということでご用意いただいているところでございます。

第2号に入ります前に、そもそも今回の安保理首脳会合とはどういうものだったかということについて、簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。

安保理におきまして、首脳レベルで会合が行われるというのは過去に5回あったようでございまして、今回のものが6回目だったそうでございます。その中で、核軍縮・不拡散というのがテーマになるのは今回が初めてのことであったということでございます。

ご案内のとおり、今回はアメリカのオバマ大統領が登場いたしまして、彼の持論として、究極的には核の無い世界を目指していくのだということを言い、それを受けて、たまたまだとは思いますが、9月がアメリカにとっての安保理議長国に当たっていたということもあり、国連総会の機会をとらまえて、この安保理において首脳会合を開いてこのテーマを扱うということで開催をされたところでございます。

常任理事国5カ国、それから非常任、我が国を含め10カ国のうち9カ国、除くりビアでございますが、この首脳が出席をし、他に潘基文国連事務総長とエルバラダイ IAEA 現事務局長が出席をして会合を行ったというところでございます。

我が国の鳩山新総理はその演説の中で、大体主に次のようなところを訴えられたところでございます。まず、非核三原則の堅持を改めて宣言をし、日本が核廃絶に向けて先頭に立っていくのだという決意表明をされました。それから、核保有国による核軍縮を求めること。それから、CTBTの早期の発効、カットオフ条約の早期交渉開始を強く訴えられたところでございます。

日本自身が核軍縮・不拡散を主導すると、そういうことで積極的な外交を展開したい、新たな核拡散の動きに積極的に対応していきたいということも合わせておっしゃった上で、原子力の平和利用ということで、保障措置、核セキュリティ、原子力安全、いわゆる3Sにつままして、最高水準の遵守が必要だということも述べられたところでございます。

他にも各国さまざまな演説を行いました、成果物としてでき上がりましたのが、お手元に資料でご用意いたしました安保理決議の1887ということでございます。これも実は決議というしっかりした形になるのか、それとも議長声明というふんわりしたものになるのかということで事前には色々と議論があったところでございますが、最終的に決議ということでかちとした成果物で採択をされたところでございます。

内容は極めて多岐にわたっておりますが、簡単にレジュメをまとめればこのような形になるのかなということでございます。表の1から6までと裏の最初の7.までが、概ね大きくあえて言えば核軍縮ということできくれるかなと思います。それ以降があえていけば不拡散、それから原子力の平和利用ということできくれるかなと思っているところでございます。

1. は、核兵器の無い世界を目指していくんだと、条件構築を決意するということ。

それから、NPTにつきましては、その重要性を再確認し、明年行われます運用検討会議を成功裏に行うことによって、これを一層強化していくということ。その中では3本柱、核軍縮、不拡散、それに原子力の平和利用でございますが、これについて現実的で達成可能な目標を設定するために協力するということを加盟国に対して呼びかけているということでございます。

核軍縮のところでは、米露におけます戦略核兵器削減条約の後継条約に向けた交渉を歓迎し、NPT6条に基づく誠実な核軍縮交渉を呼びかけているということでございます。

それから、全世界にさまざまございますが、非核地帯構想、条約の締結の動きを歓迎、支持し、非核兵器地帯が不拡散体制を強化、核軍縮に貢献するということを確認する。それから、5. 市民社会の役割ということでございますが、あらゆるNPTの目的を推進する上で市民社会の貢献にも留意をするということであらわれているところでございます。

それから、CTBTにつきましては、この署名・批准、同条約の早期発効を要請するというので、これは鳩山総理の今回の演説とも軌を一にするところでございます。

裏にまいりまして、いわゆるカットオフ条約につきましては、2009年に作業計画ができ上がったということ歓迎し、早期の交渉を予定するというのでうたわれているところでございます。

それから、8.の北朝鮮とイランにつきましては、これは名指しをする形にはならなかったのですが、ただ、見る人が見れば明らかにこれは両国のことを言っているということが分るものということでございます。まず、前文で北朝鮮絡みの従来の安保理決議の番号を列挙する。続きまして、イラン関連の決議を列挙すると、これらを再確認をしているということございまして、その上で本文におきまして、安保理が対処してきた不拡散体制に対する現下の主要な挑戦という言葉を使って、これについて関係当事国に関連安保理決議の遵守を改めて要求をするというところでございます。

それから、I A E Aにつきましても随所に言及がございます。I A E Aの保障措置は核の不拡散、原子力平和利用のための協力推進に不可欠であるということを言い、追加議定書の署名・批准・実施を要請すると。それから、I A E Aの資源と権威を確保することの重要性を強調しております。

若干余談でございますが、この追加議定書の署名・批准・実施というのは、草案の段階では若干ふんわりした表現だったものを日本が主張をしまして、署名・批准・実施というきちんとした表現を盛り込ませたところでございます。

それから続きまして、原子力の平和的利用でございますが、拡散のリスクを低減し、保障措置・核セキュリティ・原子力安全の各項目について最高レベルの規準を遵守しつつ、原子力平和利用の推進を奨励する。このあたりも鳩山総理の演説と軌を一にするところでございまして、その上で、平和利用の「奪い得ない権利」、いわゆるN P T第4条の文言でございますが、これを確認するというところでございます。

それから、核テロ対策ということでは、核テロへの懸念を表明し、来年の核セキュリティサミットへの支持を表明し、さらに、機微物質や技術の移転管理、金融・輸送面などを具体的な措置を講じていくということすべての国に呼びかけているところでございます。

最後になります。非国家主体への大量破壊兵器の拡散防止ということで、若干古い決議でございますが、安保理決議1540の完全な履行がこれは重要であるので、加盟国に対してこれに協力するということを要請しているところでございます。

その他、このレジュメでは若干はしよらせていただきましたが、本文のパラでいわゆる3Sそのものに言及しているパラ11というところがあったり、それから、9.のI A E Aのところ本文段落の14というところがございますが、レジュメには書かなかったのですが、核燃料供給保証の話に触れているくだりがあったり。それから、輸出管理の観点から、モデル追加議定書に基づく追加議定書をきちんとやっているかどうか輸出管理のメルクマール

になるべきであるというようなくだりがあったりということがございます。

若干補足でございますが、以上申し上げた上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、ご質疑をどうぞ。

松田委員。

(松田委員) まず、国際社会の中で頑張っていたら、お礼を申し上げたいと思います。

その中で私が知りたいのは、資料第1-2号の文章で、採択されたというものと、決議、要請したというものが出てくるんですけども、日本はどういう態度をここでとったのか、賛成だったのか反対だったのかということを国民の皆さんに伝えることが、透明性を保つことなのかなと思いました。どこかを見れば分るという書き方にするのか、または資料の中で日本はこれに賛成とか反対とかということを書く方が明確になるのかなという印象でございます。

それから、資料第2号ですけども、恐らくこれも日本は賛成で採択していると思いますが、興味を持ったのは5番、市民社会の役割というところです。市民社会の貢献に留意と書いてありますが、この留意という日本語がよく分かりません。原文に戻れば分ると思いますが、日本人は専門家以外ほとんど英語を読まないとする、こういう書き方は、もう少し具体的に分かりやすくご説明いただければと思って発言しました。

(近藤委員長) 前半の質問は、I A E A総会での決議についての日本のポジションがどうだったかということですね。

(松田委員) はい。

(近藤委員長) ご回答、どうぞ。

(小泉課長) 資料における説明の仕方というご指摘が半分かと存じますので、これにつきましては、以降の資料ではご指摘も踏まえまして対処させていただきたいと思っております。

日本の賛成、反対、その他の態度というご質問は、今回どういう態度をとったかにつきましてこの場で補足説明させていただくことによってご回答にかえさせていただきたいと存じます。

まず、コンセンサスと書かれているものにつきましては、日本も含めてコンセンサスに参加をしておりますので、どちらかと言われると賛成であるということでお受け取りいただければと思います。

その他、投票に付されたものにつきまして、順次ご説明させていただきます。まず、2. (3) の中東における IAEA 保障措置の適用、これにつきましては賛成をいたしました。先ほど申し上げましたとおり、賛成が圧倒的多数、103 と申し上げたかと思えます。賛成 103、反対 0、棄権 4 でしたが、日本は賛成の態度をとっております。

それから、次のイスラエルの核能力、これは色々と経緯もございまして、一言では言い難い理由がございしますが、投票態度だけ、事実関係だけ申し上げます。先ほどは若干割愛しましたが、まず、決議案そのものの採択に入る前に、議論を打ち切ろうではないかと、専門用語ではノーアクション動議と言いますが、これが提出をされました。これにつきまして、日本は賛成の立場をとりました。ただ、議論打ち切りに反対であるという国々の方が若干多くございまして、日本を含むノーアクション動議への賛成が 45、反対が 53 でございましたので、議論は打ち切りにならずに、引き続きこの決議案自体が投票に付されたということでございます。

この決議案そのものにつきましては、日本は他の欧米その他の国々とともに、結果としてはそうなるんですが、反対の立場をとりました。ただ、先ほど申し上げましたように、4 票差ですけれども、賛成の方が多かったので、決議案自体は採択になったということでございます。

それから、次に (5) の保障措置の強化の決議、これに日本は賛成の立場をとりまして、賛成 80、反対 0、棄権 18 と先ほど申し上げましたが、それでもって採択をされたところでございます。

(6) は先ほど申し上げたように決議ではなくて議長声明の形でしたので、投票態度を明らかにするということは無く終わっております。その他はすべてコンセンサスの対象でございますので、そういうものとしてご理解いただければと思います。

2 つ目の点、安保理決議の市民社会の役割についての留意という言葉でございます。この手の文章は、この言葉はこういうふうに訳すものだというように決まっているものですから、そのとおりに書かせていただいているものでございますが、英語で申しますと、Noting という言葉になっております。

もう少し申しますと、Noting the contribution of civil society in promoting all the objectives of the NPT という前文のparaでございまして、留意をするというのは、安保理決議でございまして、これの決議に賛成をする諸国はもちろんですけれども、安保理ですから、安保理というのはご案内かと思えますが、国連を一種代表するところもござい

ますので、そういうものとして市民社会へ貢献があるな、重要だなということについて自分たちは分っていると、こういうことで使われているのがこのNotingという言葉かと思いません。

他には、仮定の話をお願いしますと、例えば、より一層の貢献を求める、して欲しいというようなことだとEncouragingというような言葉を使うとか、色々なバリエーションはあろうかと思うんですが、今回は安保理15カ国多種多様な国々が集まっておりますので、色々と議論した結果、Notingという言葉に落ち着いたということでお受け取りをいただければと存じます。

(新井室長) 1点だけ、コンセンサスについて補足させていただきます。コンセンサスに参加するという場合でも、決議の内容によって各国に違いがありまして、積極的に賛成する国もあれば消極的に賛成する国もあれば、あるいはあまり望ましいと思っていないけれども、反対の意思表示あるいは棄権の意思表示をあえてしないでみんなに従うという意味での賛成もあるということで、各決議によって異なっております。

(近藤委員長) 次に、伊藤委員。

(伊藤委員) ご説明ありがとうございました。

まず野田大臣、それからこの総会の今回議長はニュージーランドのマキュミラン女史であったと思いますが、この方の演説、それからエルバラダイ事務局長の話の中でも共通して出てきましたが、野田大臣がNew Vienna Spiritという言葉を使っていて、マキュミラン女史も演説の中でNew Vienna Spiritをこれから大事にしてやっていこうねと言い、エルバラダイ事務局長もやはり平和利用、核軍縮、核不拡散を進める上で、彼はVienna Spiritという言葉は使ってないんですが、対話とそれから相互信頼という言葉を使っている、これが非常に大事です。

裏返して言えば、今この世界が核不拡散・核軍縮というものを進めていく、そして平和利用の権利というものの中で、なかなか協調をとるのは難しい状況になっているということの中で、何とかもう一遍力を合わせてやっていこうという決議が改めて表明されたのかなという印象を持ちました。そういう中で、やはり核軍縮と核不拡散、これがセットで議論されるようになったということが最近の世界情勢として顕著かなと思っています。

従来、核軍縮・核不拡散について、NPTの中では平和利用・核軍縮・核不拡散の3つが3本柱なわけですが、いわゆる核不拡散と核軍縮は何となく別の世界というような印象で議論もされてきたし、我々もそういう感じでいたという印象を免れないというのがこれまでの

状況だったと思います。

ところが、最近サム・ナン、シュルツ、ペリー、キッシンジャーのウォールストリートジャーナルのオプエド欄 (opposite editorial page) での核廃絶の提唱、あるいはオバマのプラハ演説ということで、いよいよ究極の核廃絶に真剣に取り組むべしと、こういう話が出てきている。

その中で、核不拡散というのは究極の核廃絶に向う過程で非常に大事なものであるという位置づけが改めてされてきたということで、この両者がぴったりと結びついてこれから進んでいくと、こういうことが世界の動きではないかなと、今回も IAEA 総会と安保理決議の両方を見て改めて印象を深くしました。

さらに、安保理決議 1887 号について。これは国連の事務局総長が、非常に簡潔ですが IAEA 総会にメッセージを送っているわけです。まさに安保理の中での首脳会合でこの核軍縮・核不拡散を取り扱うよというメッセージを送っていると。そして、そのとおり、9月24日の安保理首脳会合では、これもオバマがヒストリック・レゾリューションと言っていたと思いますが、歴史的な岐路にいたと言っているとおり、核廃絶に向けた、そして核不拡散をしっかりとやろうと、こういう確認がされたということはお説明があったとおりです。

その中で、この結びつきを言う上で、やはり安保理の中で IAEA の果たす核不拡散の努力あるいは権威づけ、さらに権威を強化するという、そういう位置づけもされたということで、これも非常に印象的なことだと思っています。

世界が今こういう環境で究極の核廃絶に向けて動き出した。しかし、これはオバマ大統領の言うとおり、私の生きているうちにできるかどうかは分からないと言っているくらい確かに難しいということだと思います。

しかし、この努力の中で、日本は原子力平和利用の先進国、そして非核3原則の下でそれを行っているというからには、当然応分の貢献をしなければいけないということと同時に、やはりこれは半世紀前から日本がエネルギーセキュリティ上、高速増殖炉サイクルを目指すと言ってきたというからには、それをそういう観点、あるいはそれを守っていくという観点からも応分というよりはむしろ、より積極的な貢献をするということが大変大事なことになるなど、そういう印象を持ちました。

そして、この核燃料サイクルについては、エルバラダイ事務局長の演説の中にも改めて燃料供給保証などという話も出てくるわけですが、また、この安保理決議の中でも平和利用目的以外に機微技術、機微物質が使われないような仕組みだとか枠組みだとか管理という話が

出てくる。

日本もこういう中でどういう役割を果たしていくかというのは非常に大事で、単に理念的に核廃絶に向けてしっかり日本もやりますとか、核不拡散優等生でこれからも頑張りますというだけではなくて、いかにこういう動きの中でより具体的な貢献、具体的な提言、具体的な働きかけ、あるいは具体的に何をやるのかということが求められる。それが貢献であるとともに、日本の原子力の平和利用をしっかり守っていくということが非常に大事だなと、いよいよそういうことが従来以上に大事になったという印象を今回の I A E A 総会、そしてこの国連安保理の首脳会合での決議というので改めて思いました。

以上です。

(近藤委員長) 次に、田中委員。

(田中委員長代理) 私も質問ではなく感想です。この2つ、今年は特に I A E A 総会と安保理決議というのは、ある意味では歴史的なターニングポイントというか大きな意味を持っているということ、これは伊藤委員がおっしゃったとおりだと思います。

この中で、安保理決議にもありますけれども、いわゆる N P T の3本柱、核軍縮・核不拡散・平和利用の現実的で達成可能な目標を設定するために協力することは、やはり現実的に色々な側面からやっていかなければいけないと思います。例えば核軍縮であれば核爆弾を減らすとか、核不拡散であれば I A E A が中心になって保障措置体制を強化するとか、平和利用についても色々なことがあると思いますが、こういったものを休まずにやっていくということが非常に大事なことです。

原子力委員会の立場としてみれば、全部大事ですけれども、特に我が国の原子力の平和利用を担う原子力委員会としては、その立場からこういったことの重要性というものを絶えず呼びかけていくことと、日本がどういうスタンスで取り組むべきかということについて、今後改めて議論を深める必要があるかなと思っています。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。ほかに。

それでは、私からも感想を申し上げます。今年の I A E A の総会は従来と変わったことがありました。第一は、会議が新しくできたビルにある会議場で行われたことです。

2つ目は、I A E A の予算が増えたことです。これまでは国連機関は横並び実質ゼロ成長予算でやってきたんですけれども、来年度予算は I A E A に限っては、実質ベースで2.7%増ですね。

(小泉課長) 2. 7%増でございます。

(近藤委員長) これは、チェコのプラハでオバマが演説して、IAEAの予算を増やすべきとしたことの結果だと理解します。日本をはじめ主要国は、経済が厳しい現在の世界の情勢を考えると難しいよということで消極的であったと理解していますが、原子力委員会としては、このことを重要と申し上げてきたところであり、関係者がさまざまな知恵と工夫を重ねて最終的には合意に達したことに敬意を表しつつ、大変に重要なことが起きたなと思っています。

それから、3つ目は、天野大使の次期事務局長への選出、続く宣誓と受諾演説、ということに関して、これは10年来のもめつたにないことですので、そういう場にいるということが私は非常にユニークな出来事と言えるでしょう。

こういうときに各国の方々がどういう形で祝意を表明するのかと思って、一般演説を注意深く聴いたり、原稿を調べたりしたのですが、こういうときにこういうふうに言うのかなと思ったんだけど、例えばアメリカのチュー長官、ヨーロッパの幾つかの国は「完全な支持」という表現を使いました。こういう、お前のやることは完全に支持するという、なかなか普通は言わないかと思ったことを、非常にストレートな表現を使ったということについては、常識なのかもしれませんが、私には非常に印象的でありました。他に、この祝意の表明をIAEA事務局に対する希望を述べる機会に利用するというスタイルをとった国もありましたし、お国柄なのか、選出過程における経緯を踏まえてのことなのか、さらっとしたことしか言わない国もありました。

それから、ご説明のありました決議のうち、原子力の技術応用に関する決議のエネルギー利用と非エネルギー利用に係るものが1本になったこと。従来、非発電分野と発電分野との間で優位性を争う面があったのですが、それを1本にまとめたということは、実際は今でもあるんですけども、そういう対立を表に出さない格好でまとめたことについては、内容的にはホチキスでとめただけだと言えばそれまでなんですけれども、そういう決議にコンセンサスが得られたということは1つの成長なのかなと思いました。

それから、IAEAに対する諸国の期待がますます増大するところ、天野さんが12月から事務局長として仕切っていくところについて、いかにして彼が諸国の期待に応えて事務局をリードしていくことができるようにするか、一言で言えば応援ですけれども、それには、我が国が汗をかくことと知恵を出すことがあると思うんですけども、それぞれの工夫についても合わせて各国が注視しているということを感じましたので、私どもも知恵を出したいと思いますけれども、多くの方にご尽力いただくべきだと思っていますところでもあります。

それから、安保理決議につきましてはご紹介のとおりだと思うんですけども、私はやはりこれもプラハでのオバマ演説に示された原子力の平和利用は奪い得ない権利であるという認識が、きちんと筋として通していることに新鮮さを感じました。従来 of 主要国によるこういったものは、ややもすればそれを置いておいて核軍縮・核不拡散に直ちに入り込むことが多いんですけども、そこについてきちんと言及しているのは、途上国も非常任理事を務める安保理であるから、当然ということなのかもしれませんが、印象的でした。

それから、中身は大体この世で議論されていることをみんなリストし、皆さん頑張らしようというものですから、たしかオバマ大統領が締めくくりのあいさつで言葉だけではしょうがないんだと、行動が大切と言ったと思います。まさにそういうふうに思わざるを得ない、大変たくさんの言葉を並べたということで、これからこれをどうやって決議を踏まえて行動するか、関係者は大きな義務を負ったと思います。

また、会合では決議を最初に採択し、その後各国首脳が5分間ずつ演説したわけですけども、印象に残ったのは、サルコジ大統領の演説ですね。前半2分間の半分はやや異例とも思えるほど、北朝鮮とかその辺を名指しで非難をした上で、しかしと言って、後半は原子力を利用したい人は全面的に助ける、平和利用については断固応援しますよということをやっていたのが非常に印象的でした。

それから、鳩山首相の演説はご紹介のとおりで、さわやかなものでしたが、私に書かせていただいたらもう1行入れるなというところがありました。それは、非核3原則から入ったのですが、私どもとしては、昭和30年に平和利用に限定して原子力をやるとした原子力基本法をつくって原子力の研究開発利用に着手し、今日、これだけの実績を有してきているところ、今後は決議にあるとおり、各国が3Sをきちんと担保して原子力利用を進めていくことに共同したいと。5分間だから無理だったのかもしれませんが、その1行を入れていただくと私は100点満点をつけて差し上げたいなと思っています。

我が国は、平和利用に対する取組を一所懸命やっていると、それから世界のためにもきちんと協力・共同していく、そのために、特に大切な3Sの確保という前提条件の整備からお手伝いしますよと、そういう言い方をいつもするように工夫をしていただいたらという感想を持ちました。

私からは以上です。

追加しておっしゃりたいことがありましたら、どうぞ。

(小泉課長) 貴重なご指摘ご指導たくさんいただきましてどうもありがとうございました。最

後に委員長から貴重なご指摘をいただき、事務方からもし何か提言等上にする機会がございましたら、ぜひお話をさせていただきたいと思います。

他の先生方も大変示唆に富むお話をいただきまして、ありがとうございました。今後一層気を引き締めてやっていきたいと思いますので、引き続きご指導のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(近藤委員長) よろしゅうございますか。

それでは、今日はどうもありがとうございました。これで終わります。

次の議題。

(3) その他

(渚上企画官) その他、事務局で用意をした議題はございません。

(近藤委員長) では、各委員から何かご発言の希望はありますか。よろしいですか。

それでは、今日はこれで終わらしましょう。

(渚上企画官) 次回の第38回の原子力委員会定例会議でございますけれども、来週火曜日、10月13日、10時半からでございます。場所に変更がございまして、来週は同じこの建物、4号館でございますけれども、6階の643会議室で開催する予定でございます。

あと、毎月第1火曜日は定例会の終了後にプレス関係者の方々との懇談会を開催しております。本日が10月の第1火曜日でございますので、この定例会議終了後、原子力委員長のお部屋でプレス懇談会を開催したいと思っておりますので、プレス関係者の方におかれましては、ご参加いただければと思います。

以上でございます。

(近藤委員長) それでは、終わります。

どうもありがとうございました。